

◎裁判官弾劾法の一部を改正する法律

(令和五年六月三〇日法律第七一号) (衆)

一、提案理由 (令和五年六月二〇日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止するものであります。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告 (令和五年六月二一日)

○石井準一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止をしようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。